広報いずみざき

（毎月5日発行）
編集者　笠井由春
地域振興課
発行所　泉崎村役場
印刷所　ワタベ印刷所

村民の動き

		本月	前月
世帯	数	1,121	1,120
人口	男	2,644	2,647
	女	2,726	2,721
	計	5,370	5,368

知っておきたい 土地取引の正しい知識

画期的な土地対策立法として注目されていた国土利用計画法が去る昭和四十九年六月二十五日に公布されました。

この法律は、国土利用計画と土地利用基本計画の作成、土地取引の規制、遊休土地に関する措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土利用を図ることを目的とし、土地利用規制を通じて乱開発を未然に防ぐとともに特に土地の投機的取引と、地価の高騰を抑制することによって地価の安定を図ることとしています。本法で定められている土地取引の規制は、取引の場所、場合によって異なり、大きく『許可制』『届出制』『事前確認制』の三つに分けられます。

【許可制とは】

規制区域内では土地に関する所有権等の権利の移転又は設定（対価を得て行なわれるものに限る）の契約（予約を含む。以下土地売買等の契約という）を締結しようとする場合は当事者は市町村長を経由して都道府県知事に対し許可申請を行ない、その許可を受けなければならないこととされており許可を受けないで締結した契約はその効力を生じないものとされています。

【届出制とは】

規制区域以外の全国の区域において一定規模（市街化区域では、二、〇〇〇㎡、その他の都市計画区域では五、〇〇〇㎡、都市計画区域以外の区域では一〇、〇〇〇㎡）以上の土地（当該規模以上の一団の土地を構成する部分を含む）につい土地売買等の契約を締結しようとする場合は、当事者は市町村長を経由して都道府県知事（政令指定都市では市長）に届け出ること及び届出後六週間以内は契約を締結してはならないこととされています。

【事前確認制とは】

一団の土地として届出の面積以上となる住宅地（建売り、マンション等を含む）の分譲等をする場合には、これを行なおうとする者があらかじめ土地に関する権利の移転又は設定の予定対価の額が法第24条第1項第1号（届出制の勧告基準となる価格）に該当しないことについて都道府県知事（政令指定都市では市長）の確認を受けこの確認された価額の範囲内で土地取引を行なう場合に限って届出制の適用除外とすることとしたものです。

【規制区域とは】

都道府県知事は次のような区域を期間（五年以内）を定めて規制区域に指定するものとされています。都市計画区域では投機的取引が集中して行なわれたり、行なわれるおそれがあるとともに地価が急激に上昇したり上昇するおそれがある区域、都市計画区域以外の区域では、右のような事態が生ずると認められ、その事態を緊急に除去しなければ適正かつ合理的な土地利用の確保が困難と認められる区域です。規制区域の指定は、知事の公告によってその効力を生じます。なお規制区域の指定は土地利用審査会の確認が得られないときは無効となるか、指定期間が過ぎても必要な場合には改めて指定を行なうことなどの定めがあります。

【一団の土地とは】

土地利用上現に一体の土地を構成し又は一体としての利用に供することが可能なひとまとまりの土地で、当事者の一方又は双方が一連の事業計画のもとに土地に関する権利の移転や設定を行なおうとする土地をいいます。すなわち二、〇〇〇㎡（市街化区域）五、〇〇〇㎡（その他の都市計画区域）一〇、〇〇〇㎡（都市計画区域以外）開発業者が多数の零細な土地所有者から用地を買収するとか、宅地を多数の人に分譲する場合のように、一つ一つの取引は基準以下であっても、まとめるとこの基準に当てはまるような場合も一団の土地となります。

規制区域内ての土地売買許可のしくみ

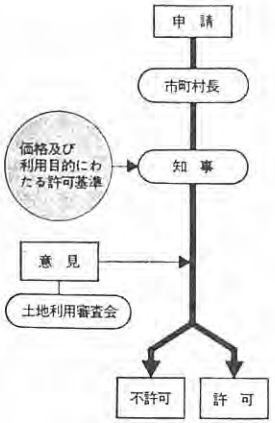

土地の売買に関する届出のしくみ

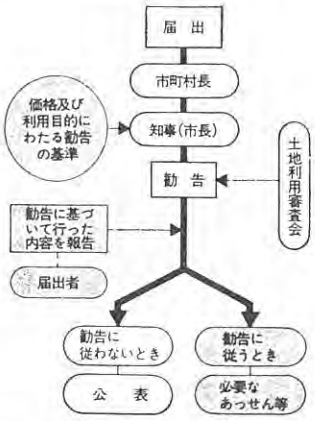

事前確認のしくみ

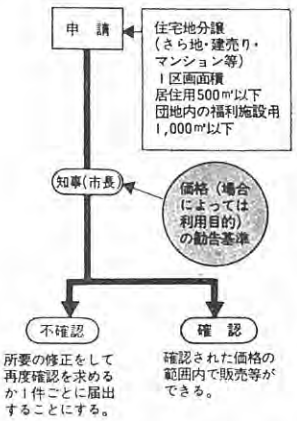

〈郷土編纂資料室だより〉

若宮桜

昔、白河の芦の口より阿武隈川沿えに、山の南麓を東に来ると、山道が二叉となる、左の山合いの道を登ると北平山の熊野神社を経て新田に行く。右の山裾の道を東に行くと直ぐに若宮前に達する。

大字関和久字若宮前で、ここの山ふところの南面に、若宮桜と呼ぶ径五尺余（白河風土記には回り五尺余とあるも里民は直径の誤りならんと言う）の桜の古木があった。これが若宮桜である。又苗代桜と言われる桜でもある。四月の十五日前後には、近郷にもないうす桃色の花が奇麗で、桜花の満開には見事であった。

この桜には次のような、伝説がある。

景行天皇の東北の蝦夷（エゾ）征伐が行なわれた。この時、孝元天皇の曾孫にあたる武内宿禰も若い天皇に随って、都を発った。長い旅路の末に、ここまで来た一行は、身心共に疲れてしまったので一時この地に足をととめて、体の回復を図った。このとき天皇のついてきた桜の杖を、地に突きさした。これがやがて根を生じて、年を経て薄桃色の奇麗な花が枝一面につけるようになった。土地の人は若い天皇の名をとり若宮桜と呼ぶようになった。

この桜は苗代桜とも言われ、昔は花の咲く頃に稲の種子籾を水に浸し、この花が咲くと道普請をして道路の整備にかかり、苗代づくりにも精を出し始めた。

花が散るころになると、苗代に種子を蒔く、暦の役割をはたすようになった。

昔の歌に

若宮の花の盛りに道普請
花の散るころ種子をまくなり

と言うことでも覗われる。

昔の田植えは、早い人で六月二日頃で十二日頃が田植えのキツポンだと言われておった。

若宮桜の満開の時四月十五日前後に、早い人は種子を蒔いた。

種子を蒔いてから、五十日以上の苗で田植えをした。今でもモチ苗は四十九日には田植えをするなど禁忌の風習もあるので、一般には余り早くには田植えをしなかった。

この北側が空洞となっておった桜の大木も、昭和三十年の大風で倒れてしまったが、幸にも脇芽がふきだして、昭和四十七年には、直径七寸位となり、花が咲き初めた。まだ若木なので花の色もうすいが段々と往昔のあの薄桃色のあざやかな花が見事に咲き、泉崎の苗代時の風物詩となって、里民の目をたのしませてくれることだろう。

（遠藤輝之助）

住みよい「まち」をつくりましょう

都市計画というと、大都市の問題で地方の町村の「まち」には関係のないように考えられますが、そうではありません。

わが国の最近の経済成長と高速交通時代にともなって、私たちの「村」においても、農地や山林などに遠い将来であっても無計画な住居や工場、レジャー施設等が建設されないとはいえません。

その結果、自分の住む「まち」の自然と優良な農地、山林が有効に利用できない状態が現実でありましょう。そこで計画的に「まち」づくりをする都市計画が必要となってまいります。

都市計画とは一体どういうことをするのかと申しますと、自分が生活する「まち」を豊かで明るく健康的で文化的な住みよい、生活環境をつくることであります。

具体的にいいますと、住宅、工場等に利用する用地と農業、森林に利用する用地を、明確に区分する土地利用計画をたて、それに従って計画的に「まち」づくりをすることなのです。

◇豊かで明るい健康的な「まち」であるためには

1、日常生活に便利な市街地をつくること
2、近代的な農業ができること
3、道路が整備されていること
4、水道が完備されていること
5、下水施設が整備されていること
6、バスなどの交通機関が完備されていること

◇文化的な「まち」であるためには

1、都市と農村の交流をはかること
2、文化施設が設置されていること
3、教育施設が完備されていること

◇住み良い生活環境の「まち」であるためには

1、環境の良い住宅をつくること
2、自然を生かした公園を整備すること
3、災害のない「まち」と建築の適正を図ること

以上のような「まち」づくりをするために県内では十市三十四町七村、県全体の約七〇％の市町村が国・県から補助によって、次のような都市計画の事案を実施しております。

◇道路、下水道（下水路）　一般公園、児童公園、運動公園、区画整理、市街地開発整備等の事業があり、都市計画、ならびに都市計画事業は、原則として都市計画区域内において実施されますので、都市計画区域の指定を受けることが必要となるわけです。

当地域においては、新幹線の建設と高速道路の開通によって、白河市をはじめとして、西郷村、大信村、泉崎村、表郷村等周辺の市町村が、より一層積極的に、それぞれの振興計画を促進させることが必要であり、この機会に関係市町村が相互協力して都市計画区域の指定を受け、国及び県の指導援助をいただきながら、地域住民が「豊かで明るい生活」のできるような「まち」づくりをいたしたいと思いますので、村民の皆様方の深いご理解とご協力を心からお願い申し上げるものであります。

☆　☆

（地域振興課）

役場職員の人事異動について

四月一日付で役場職員の人事異動が発令されました。
発令されました方々は次の通りであります。

記

(新任)(旧　任)　(氏　名)

▽管理課
主幹(主任主査)　北沢　喜一
〃　(主幹心得)　根本　信如
総務係(林業係)　石川　栄
税務係(診療所)　鈴木　義勝
総務係(公民館)　秋山　一重
国保係(税務係)　海上　仁
〃　(〃)　三村　緩
出納室(診療所)　大森　悦子

▽地域振興課
課長(主幹)　荒井　利定
主幹(主任主査)　田崎　文能
企画係(国保係)　大野　正一
産業係(年金係)　中目　節
水道係(出納室)　井戸沼つや子

▽診療所
診療所(総務係)　駒橋　正男
〃(第二小事務)　吉田　美江

▽教育委員会事務局
学校給食センター所長(兼)　小林　清市

▽農業委員会事務局
農業委員会主事務局　穂積　昇

新年度の入学者数
幼稚入園者数

四月四日、県下の各小中学校の入学式が挙行されました。
本村の小中学校の入学者数は次の通りです。

※第一小学校
男　一五名、女　二一名
計　三六名

※第二小学校
男　九名、女　一一名
計　二〇名

※泉崎中学校
男　五〇名、女　四七名
計　九七名

また幼稚園の入園式は四月十日でありました。
四才児
男　三二名、女　二九名
計　六一名
五才児
男　四一名、女　二二名
計　六三名

標準小作料の改訂について

泉崎村農業委員会

昭和四十五年十月一日に施行された改正農地法により、新らしく農地を貸し借り即ち小作する場合に適用する一〇アール当りの標準小作料(水田のみ)の額を定めることになり、四十六年三月にその額を定め、今日まで適用されておりました改定前の標準小作料の、一〇アール当りの額は次のとおりです。

収量八俵程度の地域一七、〇〇〇円、収量七・五俵程度の地域一五、〇〇〇円、収量七俵程度の地域一三、〇〇〇円。この小作料の額は契約の際三〇%迄の増額は自由ですが三〇%を超えた契約をしますと農地法第二十四条の三の規定により小作料の減額の勧告を受けることになっております。

右の標準小作料を定めてから既に四ヶ年が経過しておりますので今回小作料の改訂の要否につき検討の結果、米の生産費や農産物の価格等標準小作料を定める基礎となる重量事項に変動が生じたことにより、前に申し述べた一三、〇〇〇円～一七、〇〇〇円の標準小作料を、次のように農地の区分毎に一〇アール当りの額の改定をいたしました。

農地の区分	小作料の額等
上の地域	二七、〇〇〇円 収量八俵(四八〇kg)以上の土地に適用する。
中の地域	二一、〇〇〇円 収量七俵(四二〇kg)以上の土地に適用する

この改定の額についても三〇%を超えた契約は法により小作料減額の勧告を受けることになります。

昭和四十五年十月一日以前の旧い小作地の場合は古い統制小作料が適用されることに注意して下さい。この古い統制小作料は昭和五十五年九月三十日まで続きこの日限りで廃止されることになっていますので旧い小作地の場合でも昭和五十五年十月一日から今回改定した額が小作料の額となるわけです。

農地を貸し借りする場合は農地法第三条第一項の規定により農業委員会から賃貸借の許可を得て契約するようにして下さい。

この許可を受けてからの契約書は三部作成し一部を農業委員会に一部は貸主、一部は借主、が所有します。

先きに申し述べた農地の区分、(上の地域、中の地域)の解る図面は農業委員会に備付けてありますから必要の時は何時でも見せて貰えますので契約の際の用に供して下さい。

次に参考までに小作地(賃貸借)の解約等の制限についてお知らせしておきます。

農地または採草放牧地の賃貸借(小作)の解約は、県知事の許可を受けなければできないのでありますが、次のような場合には知事の許可を受けなくとも小作地の解約(解除)ができることになっています。

1、合意解約の場合
これは、貸し主、借り主、の二人の合意による解約が、その解約によって農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期限の前六ヶ月以内に成立した合意でその旨書面において明らかであるものに基づいて行なわれる場合

2、民事調停法による農事調停によって行なわれる場合

その他細部については農業委員会事務局にお尋ね下さい。

四、五月の天候予報

(四　月)

移動性高気圧と気圧の谷が交互に通り、天気は周期的に変わるようになりますが、低気圧の発達や寒さの戻りがあって、やや不順な天候となる見込みです。ひきつづき寒暖の変動が大きく、月平均の気温は平年並みで、降水量も大体平年並みの見込みです。

(五　月)

移動性高気圧におおわれて、比較的温暖な日が多い見込みですが月の前半に一時北高型の気圧配置になって、中通りや浜通りで天気のぐつつく期間があるでしょう。

月平均気温は平年よりやや高め降水量は平年並みか、やや少めの見込みです。

凍霜害から農作物を守りましょう

例年のことでありますが、凍霜害の技術対策について、お知らせします。農作物を霜からの被害を出来るだけ最少限にとどめられるよう努めて下さい。

各種類別の技術対策は別項のとおりでありますが、共通的ことは次のとおりである。

▽降霜のおそれある気象条件

イ、夜間が空晴れて澄み、星の光がきらめくとき。

ロ、風が弱く空気が乾いているとき。

ハ、前日の日中に冷たい風が吹き時々しぐれ性の小雨が降って肌寒く、夕方になって風が止み、晴れあがったとき。

ニ、前記の条件で夕方から気温が急に降下し、二十時から二十二時頃摂氏五度以下になったとき。

◇一般農作物

農家で容易に入手出来、しかも費用があまりかからぬ方法を作物の育ち具合と考え合せて実施をおすすめします。

1、水　稲

ビニール畑苗代は、ビニール被覆中はさらにビニールの上にコモなどを被覆して保護する。

除覆後は凍霜害注意報が出たならば夜間のみビニールを被覆し、出来ればその上にコモなどを被覆する。

稚苗の箱育苗についても同様の取り扱いとする。

水苗代の霜害が予想されるときは、夕方から苗代の水を深くし、苗がかくれるようにタップリ水を入れ、翌朝太陽が昇ってから浅水にする。

除覆後の保温折衷苗代も、水苗代と同様に湛水する。

2、麦　類

堆肥の施用量が少ないもの、肥料特に窒素肥料を多用したもの、また追肥が遅すぎたものは凍霜による被害が大きく白穂となるから土入れを十分にする。

霜害のための損傷を受けた麦類では、くもがた病、うどんこ病、さび病などが発生しやすいので、これからの病害が発生しそうな時は直ちにファーバム剤またはジネブ剤五〇〇～八〇〇倍または水年硫黄三〇〇～四〇〇倍を一〇aあたり一八〇ℓ位散布する。

3、野　菜　類

(1)　苗床では、保温資材を予め準備しておき、注意報が発令されれば、直ちに被覆して幼苗を保護する。果菜類の定植は晩霜の危険がなくなるまで行なわないこと。

定植後の場合は、支柱を利用して、ワラなどをかける。

(2)　馬鈴しょは、萌芽期に被害が多いから、土寄せして防止する。

被害をうけたものは、側芽が多発し過繁茂になるから、芽かきをするとともに、速効性肥料を施し、生育促進をはかる。

被害をうけたものは、生育の中期以降に病害が発生しやすくなるので、ジネブ水和剤六〇〇倍を通常より散布回数を一～二回多く散布する。

(3)　いちごは、ワラ束を株上にかぶせ保護する。

(4)　加温準備のないハウスにおける支柱立後の果菜類では、夕方早目に換気窓を閉じ保温資材で作物体上を覆う。

4、たばこ

(1)　栽培管理による予防法

ア　仮植して活着後は、外気にならし、また移植には苗鉢を使用するとともに仮植後二週間頃から、かん水を制限し抵抗を与える。

イ　畑は良く中耕するとともに、南面傾斜を選び、定植は、麦間に行ない被覆栽培を取り入れる。

ウ　堆肥を十分に入れるとともに、施肥時期を早めること。

エ　定植後の被害は極度に大きいから、天気予報に注意して作業を進める。

オ　ほ場においては、被覆栽培では、前作麦を屋根型に到すか、稲わらをかけてやる。裸地の場合は、苗全体に覆土するか、またタイヤモミガラなどをもやす。

(2)　被害を受けた際の対策

霜害を受けたものは日の出前にコモ、ムシロなどで被覆し、直射日光をさけて凍結をできるだけゆっくり、とかすこと。

◇桑　園

全桑園を防除することは困難なので、春蚕期に利用する稚蚕共同桑園を主体に、植付一～二年目の桑園などを対象に防霜対策を講ずる。

実施方法は、種々あるが、大きな面積について行なう場合は重油然焼法、スプリンクラーによる散水法などがよく、小面積の場合、植付一～二年目の桑園などで材料の準備が可能な時はコモ、ムシロ、ワラなどによる包被法、桑苗などで桑の芽があまり伸長しない時は、モミヌカオガクズ、などで被覆するのも良い。

草生栽培の桑園については、草生作物があると霜害を受けやすいので春早目に刈っておく。

また注意報が発令されてから各種資材を準備しても間に合わない場合が多いので、何時でも防霜対策が出来るよう材料を桑園の近くに準備したり、重油を備蓄するよう心掛けることが重要である。

◇被害に対する応急措置

被害を受けた桑園は、すぐ成採することなく、七～一〇日、そのままにしておき、被害の程度を十分みきわめて次の措置をとる。

(1)　被害軽微な場合

桑葉の周辺のみに被害があり生長点に異常のない時は、小枝を整理する程度にとどめそのまま放置しておく。

(2)　被害中程度の場合

生長点の被害が八〇%未満の場合、つまり異常のない生長点が二〇%以上残っているときは、小枝を整理すると共に全条を$\frac{1}{3}$～$\frac{1}{5}$の高さで中間伐採をする。前年晩秋期に中間伐採してある桑園については、そのまま放置して再発芽を待つ。

(3)　樹勢回復用の肥料の投入

再発芽を待って春蚕に利用する桑園にあっては、再発芽促進のため被害後五日以内に桑専用肥料を一〇a当り50～60kg程度を施すこと。

夏秋専用に切換える桑園にあっても、被害後できるだけ早く春肥として桑園専用肥料一〇a当り50～60kg増施すると共に夏肥も早目に施すようにする。

50年度予算　三月定例議会で決まる

去る三月十二日から十八日までの会期七日間の日程で、三月定例村議会を泉崎中央公民館を会場として開かれ、次の案件が審議され議決されました。

また議会開会初日の十二日には婦人団体等の幹部多数の方々の傍聴に参集し熱心に見学されておられました。

▽議案第一号
泉崎村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
これは　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償の額の改正である。

▽議案第二号
泉崎村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例
これは　団長以下団員等の報酬額の改正である。

▽議案第三号
泉崎村交通指導員条例の一部を改正する条例
これは　交通指導員の日額報酬の額の改正である。

▽議案第四号
泉崎村税条例の一部を改正する条例
これは　電気税等の税率の改正である。

▽議案第五号
泉崎村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
これは　水道使用料の改正であります。

▽議案第六号
泉崎村分担金徴収条例の一部を改正する条例
これは　農道舗装事業に係る受益者の分担金の徴収することと

▽議案第七号
泉崎村印鑑の登録及び証明に関する条例
これは　印鑑を登録しておけば、そのつど印鑑を持参しなくとも印鑑証明の交付を受けることができるようにすること。

▽議案第八号
土地開発基金条例の一部を改正する条例
これは　基金の額を増額するようにしたこと。

▽議案第九号
泉崎村宅地造成工事請負契約の変更について
これは　設計変更により請負契約額を二、八〇〇千円を増額し、また完成期日を二月二十八日としたこと。

▽議案第十号
泉崎村宅地造成工事請負契約について（第二期分）
これは　矢吹町大字明新の、株式会社　内藤組　と工事請負契約を一〇、〇〇〇千円で行なったこと。

▽議案第十一号
泉崎村宅地造成工事請負契約の変更について
これは　前号での仮契約後に設計の変更が余儀されたために工事請負額の変更がされたこと

▽議案第十三号
泉崎村国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例
これは　診療所の患者収容定数二名とあるを十九名に改めたこと。

▽議案第十四号
昭和四十九年度泉崎村一般会計補正予算について（第八号）
これは　既定予算額六五五、六一八千円に追加五、八三〇千円で現計予算額六六一、四四八千円となったこと。
この重な内容は、歳入で地方交付税一一、二九八千円の増額となり歳出では、土地開発基金等の積立八、六〇〇千円であります。

▽議案第十五号
昭和四十九年度泉崎村国民健康保険特別会計補正予算
これは　事業勘定では、国庫負担金及び補助金等一七、〇四八千円の増額となり、歳出では保険給付費一七、三二五千円の増額等で既定予算額一二六、三五二千円に追加一七、〇四八千円で現計予算額を一四三、四〇〇千円とされたこと。直診勘定は、既定額七七、六七五千円に追加三、九〇二千円で現計予算額を八一、五七七千円とされました。

▽議案第十六号
昭和四十九年度泉崎村簡易水道特別会計補正予算について
これは　既定額二一、二九三千円に五一五千円が追加されて現計予算二一、八〇八千円とされたこと。

▽議案第十七号
昭和四十九年度泉崎村簡易水道建設事業特別会計補正予算
これは　内容の一部補正で総予算額には変りありません。

▽昭和五十年度泉崎村一般会計予算について
これは　予算総額六〇五、五〇三千円で前年度当初予算額五五〇、〇〇〇千円に比して、五五、五〇三千円の増額となりました。その重な内容は老人医療費一七、八二〇千円、直診会計へ一〇、〇〇〇千円、簡易水道建設会計及び水道会計に一〇、九二四千円、ゴミ処理、し尿処理、母子センター等の負担金、八、八六三千円、農道整備費に八三、〇八九千円、村道整備費二四、九六五千円、公営住宅建設費二四、一四三千円、広域常備消防負担金九、六七五千円、第二小学校舎増改築三七、一四六千円等であり財源の村税は、たばこ消費税と特別土地保有税を含めて六三、三七三千円であり地方交付税二七五、〇〇〇千円、分担金八八、七〇〇千円、国庫支出金六〇、二〇四千円、県支出金三二、三七四千円、村債五五、九〇〇千円等であります。

▽議案第十九号
昭和五十年度国民健康保険特別会計予算
これは　事業勘定の総予算額一五七、九三七千円で前年度当初予算より三四、六五一千円が増額された。また直診勘定では二〇五、一四四千円で前年当初より一七七、一四九千円増額されている。その理由は診療所の新築並びに設備の充実等に要する事業費として一〇五、〇〇〇千円が含まれてるなどであります。

▽議案第二十号
昭和五十年度泉崎村簡易水道特別会計予算
これは　総予算額二五、一九八千円で、前年対比では九、九四九千円減額となりました。

▽議案第二十一号
昭和五十年度簡易水道建設事業特別会計予算
これは　前年度簡易水道浄水場改良工事の施行に伴ない予算額四八、七三五千円となったこと、前年度事業より当初予算対比では二〇、五二二千円増額されています。

▽議案第二十二号
泉崎村指定金融機関の指定について
これは　白河農業協同組合を指定したことです。

お知らせコーナー

税金はみんなのために使われます

国や地方公共団体は、私たち国民の幸福と繁栄のために幅広い活動を行なっています。税金はこのような活動の大切な財源となり、私たちの生活の向上と安定のために使われています。私たちが、この社会で共同生活をしていく場合個人の力、民間の自由に任せておいたのではうまくいかない部分を受持つのが国や地方公共団体の役割で、その活動を支えているのが私たちの納める税金です。

この個人の力、民間の自由に任せておいたのではうまくいかない部分があります。

納税証明書、所得証明書交付手数料の改定について

昭和五十年四月一日以降に証明請求をさらるものから、証明書一枚(一年度)ごとに二〇〇円(改定前一〇〇円)に改定されました。

(白河税務署)

健康で明るい生活を営みましょう

幸せな明るい生活をし家庭を築くには、まずなによりも健康であることが大切です。

しかし近年めざましい社会の進展により生活環境が著しく変化したため運動する機会が非常に少なくなり、体力の低下が目立っています。

運動不足は、体力の低下ばかりでなくストレスの影響より疾病の増加等にまでつながります。

みなさんの健康は自分の努力によって増進し保っていかなければなりません。只今健康増進のため積極的な熱心にはげんでおる模範的な人達を招介します。

この人達は泉崎字舘　片桐芳三同下宿　佐藤改章さんで、両氏共に夫婦で毎朝五時出発、約四㌔の路を昨年より走り続け、一時間の運動は誠に調子がよく毎日の生活に快適とのことであります。

気候もよくなり体力増強のため各自努力をして見て下さい。

(公民館)

水道使用料料金の改定について

村民各位のご協力で水道事業も着実に伸展しております。

この事業の伸展と併せて更らに施設の整備充実の向上を図るため左記のように本年四月一日から使用料の料金を改正した次第でありますので、尚一層のご協力をお願します。

	基本料金 現行 月額基本料金		基本料金 改正後 月額基本料金		超過料金(1㎥につき) 現行	超過料金(1㎥につき) 改正後	メーター使用料 口径	メーター使用料 現行	メーター使用料 改正後
一般用	14㎥で	540円	10㎥で	600円	30円	35円	13㎜	30円	60円
営業用	18 〃	690	20 〃	1,200	35	40	25 〃	50	150
団体用、小・中学校、幼稚園	300 〃	1,800	40 〃	1,400	15	30	40 〃	70	300
農協	18 〃	690	20 〃	1,200	30	35			
その他の団体、官庁関係機関	9 〃	380	25 〃	1,200	15	30			
共用	14 〃	400	10 〃	500	30	35			

おめでたおくやみ

□出生おめでとうございます

(お子様名)　(父名)

白石　順一　敏雄　大字踏瀬字長峯四五
海上　三知代　一男　大字泉崎字寄井二〇
小林　恵美　敏明　大字泉崎字八斗蒔九一の一
石川　広子　俊一　大字踏瀬字町頭一〇
三村　哲久　文則　大字泉崎字桎内九の一
高橋　直樹　義博　大字踏瀬字長峯六三
野崎　満　徹夫　大字泉崎字根岸一九
須藤　千春　昇　大字太田川字菖蒲沢二五
佐々木　宏隆　峰男　大字踏瀬字踏瀬四
和田　健二　肇　大字太田川字二ツ堂四
西巻　幸恵　正男　大字泉崎字狐山二
岡部　誠　英夫　大字関和久字瀬知房一八
鈴木　忍　寛正　大字関和久字石名田八四
藤田　武則　光夫　大字関和久字富内二六
小松　恵津美　敏彦　大字関和久字富内五七

■謹んでお悔み申しあげます

草野　ミワ　六九才　大字踏瀬字長峯五〇
松川　ヒサ　八六才　大字泉崎字桎内三
鈴木　藤吉　八四才　大字関和久字愛宕町五五
小林　健　六七才　大字北平山字薬師堂四一

ゴミ公害を
なくしましょう